

令和 7 年度第 1 回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 令和 7 年 6 月 6 日（堺市社会福祉審議会規定第 7 条の規定に基づく書面開催）
- 出席委員 : 部 会 長 （堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長）東野 秀一
 委 員 （社会福祉法人堺市社会福祉事業団事務局長）福田 達也
 委 員 （大阪大谷大学教育学部教授）長瀬 美子
 委 員 （京都女子大学発達教育学部助教）大内田 真理
 委 員 （税理士法人ゆびすい税理士）澤田 直樹
- 事務局 : 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
- 案 件 名 : 堺市乳児等通園支援事業の実施に伴う新たな事業者への認可

発言者	内 容
事務局	申請書類の内容を説明。 （１）施設の概要について （２）事業の実施量について （３）職員配置について （４）全体的な計画について （５）事業者の財務状況について
委員	審議の結果、当該案件について、認可に当たって基準を満たしていることを確認。ただし、以下の点について、意見を付与。 （１）在園児合同の場合、本事業の利用者と在園児の双方に配慮すること。 （２）乳児保育をこれまで実施していない施設においては、乳児保育を熟知している保育士を配置することが望ましい。 （３）こどもの育ちを応援するということを念頭に事業を実施すること。 堺市社会福祉審議会規定（抜粋） （会議の特例） 第 7 条 委員長、専門分科会長及び部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。